

【相談支援センターとうどうのご案内】

○内容

障がいのある方（お子さん）とそのご家族が地域で安心して暮らせるように必要な情報提供やサービス等を調整し、サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画を作成します。

○ご利用できる方

障がいのある方（お子さん）がご利用できます。そのご家族からのご相談も受付ます。

○ご利用方法

来所・訪問・電話にてご相談ください。予約のある方を優先させていただきます。

○利用料

ご相談・サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成に係る費用は無料です。お気軽にご相談ください。

【相談支援センターとうどうへのアクセス】



※名鉄犬山線「犬山駅」東口より徒歩約5分

【住所】

〒484-0086

愛知県犬山市松本町一丁目23番地

グレース犬山 I 2B（2階です）

【電話番号】 0568-65-8682

【FAX番号】 0568-65-8683

【受付時間】 9時30分～18時30分

【職員配置】

- ・管理者 1名（相談支援専門員と兼務）
- ・相談支援専門員 2名

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び精神障害者の障害特性と支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

※相談支援従事者主任研修を修了した主任相談支援専門員を配置しています。

相談支援センター そうそう

障がいのある方（お子さん）の想いを大切に
して、住み慣れた地域
で安心して暮らせるお
手伝いをします

いっぱんしゃだんほうじん そうそう
一般社団法人 想創(そうそう)

事業所番号 特定相談支援 2332300116
障害児相談支援 2372300109

【サービス利用のご案内】



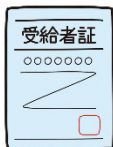
まずは、ご相談ください



申請します

契約と現在の状況の確認をします

サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案作成



支給決定・受給者証の発行



サービス担当者会議を開催します

サービス等利用計画の決定がされますので、その説明をします

サービスの利用開始



サービス等の利用状況の確認

市の障害福祉担当窓口もしくは、障害者基幹センター、相談支援事業所にご連絡ください。

障害福祉サービス等を利用する場合、市の支給決定が必要になりますので、市の障害福祉担当窓口で申請をお願いします。

当相談支援センターと契約をします。契約後に自宅訪問等にて、ご本人・ご家族の希望する生活や想い、生活状況をお聞きします。

アセスメントをもとに、福祉サービス等についての利用計画案を作成をして、市に提出します。

市が利用計画案の内容を確認し、サービスの種類や量などについて決定し、受給者証が発行されます。

ご本人やご家族の他、サービスを提供する障害福祉サービス事業所等の支援者にも参加してもらいます。

実施されるサービス内容の確定をします。利用する障害福祉サービス等事業所と契約をします。サービス等利用計画を市に提出します。

決められた期間ごとに生活の状況やサービスの利用状況等を確認（モニタリング）します。必要に応じて計画の見直しをします。

お気軽にご相談ください

- 日常生活で困っていることなど、ご相談の内容に応じて、一緒に解決の方法を考えます。
- 福祉サービスの利用に関する情報提供や障がい福祉サービス事業所の紹介など相談内容に応じた情報提供をいたします。
- お子さんの発育についてや就学前・学校在学中、卒業後に関することなど、子育てに関する相談にも応じます。
- ご相談いただいた内容についての秘密は厳守いたしますので、ご安心ください。